

第6回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和5年10月16日（月）午後1時30分～午後1時49分
- 2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	飛鳥委員	森理恵委員	中村委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員	保土澤委員	金淵委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員	小野委員	小山内委員
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	長尾事務官	

4 開会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より、第6回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠ですが、全員出席されていることを御報告いたします。

本日の審議会は、公開となっておりますので、傍聴人の募集公示をしましたが、希望者はありませんでしたので、御報告いたします。

なお、報道機関の皆様が入室しておりますことを併せて報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長、よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

よろしくお願いいたします。

本日は、自動車小売業と各種商品小売業の最低賃金で2業種について金額改正の審議を進めたいと思います。

まずはじめに、この2つの業種の専門部会の審議が終了いたしましたので、各部会長から報告をお願いいたします。

ただ、自動車小売業については、会長である私が部会長でもありましたので、代理である森 宏之委員から報告をお願いいたします。

(森 宏之会長代理)

それでは、私からは、10月10日に審議された、青森県自動車小売業最低賃金と10月6日と10月13日に審議された、青森県各種商品小売業最低賃金について報告いたします。

はじめに、お手元にごございます別添1資料の1ページの青森県自動車小売業最低賃金の改定決定に関する報告書を御覧ください。

当専門部会は、令和5年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県自動車小売業最低賃金の改正決定について慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

別紙1の2ページを御覧ください。

こちらの4のところでございますが、前号の労働者に係る最低賃金額は、1時間923円ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

次に青森県各種商品小売業最低賃金ですが、別添資料2のお手元の資料の5ページにあたりますが、こちらの文言は同じですので、こちらは、表書きの文言は省略させていただきます。

こちらの6ページ目、同じく4番、前号の労働者に係る最低賃金額は、1時間921円ということで全会一致で結審しております。

なお、両業種とも発効日は12月21日となります。

部会報告は以上ですが、各専門部会の審議の内容は、事務局から提供されている資料No.3に示されております。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今の部会報告につきまして、何か御質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

ただ今、報告がありました自動車小売業4円、各種商品小売業39円をそれぞれ引き上げとする各専門部会長報告のとおり改正することとしたいと思いますが、異議はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

ありがとうございました。

それでは、2業種とも専門部会長報告のとおり、本審として決定をいたしました。

次に効力発生日についてですが、2業種とも例年どおり12月21日とすることによりよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

ありがとうございます。

異議がないということですので、効力発生日につきましては、令和5年12月21日の発効と決定いたします。

以上の内容で当審議会として、青森労働局長あて答申することといたします。

お手元に答申文の写しを配付させていただきましたけども、この案について、何か御意見等はございますでしょうか。

(各委員)

なし。

(石岡会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、この答申文をもちまして答申することといたします。

(事務局)

それでは、答申に移らせていただきます。

本審議会の石岡会長から井嶋青森労働局長に対し答申をお願いいたします。

(石岡会長が答申文を読み上げて、井嶋労働局長へ答申文を手交)

令和5年10月16日

青森労働局長 井嶋 俊幸 殿

青森地方最低賃金審議会会長 石岡 隆司

青森県特定産業別最低賃金の改正決定について答申

当審議会は、令和5年9月12日付け青労発基0912第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1から2のと通りの結論に達したので答申する。

以上です。

(事務局)

ありがとうございました。

以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。

続きまして、井嶋労働局長から、お礼の御挨拶を申し上げます。

局長、お願いします。

(労働局長)

ただ今、石岡会長より、青森県特定最低賃金の2業種の改正に係る答申をいただきました。

これら2業種につきましては、去る9月12日に諮問させていただき、各専門部会において慎重な御審議を賜わり、結論を得ることができました。厚く御礼申し上げます。

また、残る鉄鋼業及び電気機械器具等製造業につきましては、本日までに部会での結審が得られませんでしたので、引き続き御審議をお願いしたいと考えております。

本日、答申いただきました2業種の特定最低賃金につきましては、異議申出の手続きを行った後、改正決定を行い、令和5年12月21日の発効に向けて、官報公示等所要の事務手続きを進めて参ります。

委員の皆様には、これまでの御審議に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げて、御礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

(事務局)

それでは、引き続いて、石岡会長に議事進行のほど、よろしく願いいたします。

(石岡会長)

それでは、議題のその他ということになりますが、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

事務局から資料の説明をさせていただきます。

まず、会議次第のホチキス留めしたものでございますが、こちらについて資料について御説明いたしたいと思っております。

めくっていただきまして、資料No.1のところの1ページ目でございますが、これは部会の委員の先生方の名簿でございます。

これら委員の皆様にご審議いただきました。

3ページ目でございますけれども、日程でございます。

8月10日に審議をお願いしました、最低賃金改定の「必要性有無の諮問」以降の審議会開催日程を示しているところでございますが、途中でですね第2回専門部会を組むこととなりまして、それから変更になったものも追加して示しているところでございます。

9月29日から10月13日の間に各専門部会でご審議いただき、自動車小売業と各種小売業の2業種がそれぞれ結審となり、本日、答申をいただいているところでございます。

4ページ目以降の資料No.3でございますけれども、こちらは、専門部会の審議の経過でございます。

このうち、自動車小売業、各種小売業の専門部会におきましては、労使双方の歩み寄りによりまして、最終的には全会一致で結論をいただいたところでございます。

なお、鉄鋼業と電気機械製造業専門部会におきましては、継続審議となっているところでございます。

金額の幅としまして、鉄鋼業は労側が38円、使側が27円、また、電気機械製造業は、労側42円、使側27円がそれぞれ歩み寄っているところでございます。

続きまして、7ページ目でございますけれども、こちらは、全国の地域別最低賃金の

決定の状況でございます。

青森県は989円として、10月7日に発効をしているところでございます。

なお、この青森県最低賃金の周知につきましては、行政機関や主要団体、施設等にポスターの配布をしているところでございまして、今後とも工夫をしながら周知を図って参る予定でございます。

続きまして、資料No.5の8ページにございますけれども、こちらの最低賃金の改定状況でございますけれども、大変申し訳ございません。このうち、地域別最低賃金の引き上げ率のところでございますけれども、地域別最低賃金3.77、これは、すみません、前年の数字のもので、それは5.28でありまして、自動車のものについては3.26、これは0.44。すみません、3.26とありますが、0.44でございまして、正しくは、資料No.6の方に年度別推移がございまして、こちらの数字の方は正しいものでございます。

この数字が誤っているものにつきまして、申し訳ございません、おって資料の差し替えをしまして、各委員には正しい表に修正したものを配付、送付させていただく予定としますので、何卒、御了承をお願いいたします。

最終のページ、10ペーパー目、資料No.7でございましてけれども、そちらは、本日の答申から公示を経て、発効日に至るまでの流れを示したものでございます。

まず、改正の公示でございましてけれども、本日付けで答申の内容と異議申出の公示を行います。公示の期間は15日と規定されておりますので、公示は、本日、10月16日から10月31日まですることとなります。

異議申出の期間は、10月31日の火曜日の夜の12時まで、24時までとなります。

異議申出がなされた場合は、11月6日に第7回本審を開催し、審議をお願いすることとなります。

仮に異議申出があった場合には、申出があった旨、直ちに皆様にメールでお知らせをいたしますので、よろしくお願いたします。

一方、異議申出がなかった時も、念のため、11月1日の朝を目途にメールで御連絡いたしますが、11月6日、審議会を開催しないということになりますので、御承知おきください。

なお、産業別最低賃金に関して、過去に異議申出がなされたことはなかったこととございますので、その点についても、付け加えさせていただきます。

次に異議申出期間経過後は、11月15日に改正の公示を官報に掲載する予定であります。発効日につきましては、先ほど御審議いただいております、12月21日の指定発効となることとなります。

改めまして、3ページ目の審議日程の表を改めて御覧いただければと思っておりますけれども、こちらに一番最後ところの第10回、来年3月21日までのものを本審の予定としておりますけれども、今年度の本審の予定をこのように事務局としては配置しているところでございますが、3月の審議会では、来年度の産業別最低賃金改正に関する意向表明の議事ということになります。

3月の審議会の具体的な予定については、本来であれば、改めて日程の確認、皆様に確認した上でもって設定をしたいというところではございますけれども、事務局としましては、3月21日の開催と考えておりますので、何とかよろしくお願いたします。

最後に鉄鋼業と電気機械製造業専門部会についての御報告でございますけれども、先ほども御説明いたしましたが、鉄鋼業専門部会は9月26日に専門部会を、また、電気機械製造業につきましては、10月5日に専門部会を開催しましたが合意に至らず、先ほど御説明したとおり、継続審議となっているところでございます。

委員の日程調整を図った結果、鉄鋼業は11月14日、電気機械器具製造業は10月31日に第2回専門部会をそれぞれ開催することとしております。

鉄鋼業と電気機械器具製造業専門部会が結審した後、再度、本日と同じく答申を行う本審を開催することとしておりまして、11月21日、午後1時30分から第2合同庁舎1階会議室での開催を予定しているところでございますので、よろしくお願いたします。

この経緯によりまして、鉄鋼業と電気機械器具製造業の最低賃金発効につきましては、本日決定しました2業種の発効日、12月21日から遅れまして、最短でも令和6年1月19日になる見込みであることを申し添えます。

配付しております1枚ものの資料でございますけれども、参考としまして、本年8月10日の本審での答申につきまして、県内の中小企業、小規模事業者の労務費の上昇分が適切に転嫁されるよう、発注者の誠実な価格交渉を促進する等実行ある取組を行うこととする政府への要望が当青森地方最低賃金審議会長から出されたことを受けまして、10月11日に青森労働局長から青森県知事あて、要請文を发出しまして、同日、県の商工労働部長あてに手交していることを御報告いたします。

事務局からは以上でございます。

(石岡会長)

ただ今の事務局の説明について、何か御質問等はございませんか。
どうぞ。

(森 宏之委員)

これは、単なる印刷上の間違いなんですけれども、今の御説明いただいた資料の4ページの上から2行目で、鉄鋼業の部会長に森 宏之と、その後、石岡先生の名前がそのままぶついていますので、これは、単なる印刷上のミスではないかなと。

部会長が2人ということはない。

(事務局)

申し訳ございません。

(石岡会長)

ということでございます。

他には何かございますか。

よろしいでしょうか。

あと、事務局から何か。

(事務局)

すみません、本日の配付しました資料につきまして、基本的な間違いがございましたので、訂正しましたものを速やかに皆様に改めて御送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

(石岡会長)

それでは、まだ、鉄鋼と電気機械、2つが残っておりますので、こちらの専門部会の方は、また引き続きよろしく願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これをもって閉会としたいと思います。

どうもありがとうございました。